

徳島県子ども・子育て 支援事業支援計画 （改定案）



平成27年3月
徳 島 県
（平成30年3月改定）

目 次

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 基本理念と取組み方針

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画を推進する上での重点課題・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 計画の推進体制と点検・評価

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 計画の達成状況の点検及び評価・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 具体的な取組み

第1節 区域の設定

- 1 県区域設定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 県区域設定の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 県区域設定の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2節 教育・保育の提供体制の確保

- 1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方・・・・ 8
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容・・・・ 8
及びその実施時期

第3節 地域子ども・子育て支援事業の推進

- 1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方・・・・・・・・ 11
- 2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施・・・・ 11
時期
- 3 「放課後子ども総合プラン」への対応・・・・・・・・ 20

第4節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要・・・・ 22
性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- 2 認定こども園の普及に関する基本的考え方・・・・・・・・ 22
- 3 認定こども園の目標設置数、設置時期・・・・・・・・ 23
- 4 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援・・・・ 23

5	地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携	23
6	認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	24
第5節	教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上	
1	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数とその確保方策	25
2	地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保方策	26
3	質の向上策	26
4	「子育て支援員」の認定のための研修実施	26
5	「放課後児童支援員」の認定のための研修実施	26
第6節	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	
1	児童虐待防止対策の充実	27
2	社会的養護体制の充実	28
3	ひとり親家庭の自立支援の充実	29
4	障がい児施策の充実	30
第7節	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	
1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	32
2	仕事と子育ての両立のための基盤整備	33

第5章 広域調整及び教育・保育情報の公表

第1節 広域調整

1	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	34
2	特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整	34

第2節 教育・保育情報の公表

1	教育・保育情報の公表の実施方法等	35
---	------------------	----

別表1	保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期	36
-----	-----------------------------	----

別表2	認定こども園の目標設置数、設置時期	51
-----	-------------------	----

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン」を策定し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組んできました。

その後、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

この「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）」は、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念としています。

市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「市町村計画」という。）」を策定し、新制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うこととしています。

県は、「県子ども・子育て支援事業支援計画（以下、「県計画」という。）」を策定し、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずることとしています。

このような子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、本県における新制度の円滑な施行に適切に対応し、待機児童対策をはじめとする子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むことにより、「安心して子どもを生み育てることができる徳島」を実現するため、法に基づく徳島県子ども・子育て支援事業支援計画を策定することとしました。

2 計画の性格

本計画は、法第62条第1項の規定に基づくとともに、県内市町村が策定する市町村計画を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を新たな計画推進期間とする「第2期 徳島はぐくみプラン」の子育て支援施策に係る実施計画として位置付けるとともに、その他の関係計画等との調和・連携を図ります。

さらに、国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」に基づく県行動計画としても位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第62条 都道府県は、基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第2章 基本理念と取組み方針

1 計画の基本理念

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与します。

2 計画の基本目標

(1) 安心して子どもを生み育てることができる社会の実現

共働き世帯の増加や核家族化の進行、労働形態の変化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、全ての人が家庭や子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指します。

(2) 全ての子どもの健やかな育ちを確保

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象に、健やかな育ちを確保します。

(3) 子どもの発達段階に応じた、質の高い教育・保育及び子育て支援の実施

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障します。

(4) 地域の実情や子育て家庭のニーズに沿った子育て支援施策の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させます。

(5) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな成長を保障するため、妊娠・出産期における妊産婦の健康の悩みや育児への不安解消に向けた支援を含む切れ目のない支援を行います。

(6) 関係機関の連携した取組み

県、市町村、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携・協働して地域の子育て支援に取り組みます。

3 計画を推進する上での重点課題

(1) 待機児童の早期解消

東部地域を中心として保育所の待機児童が依然発生しており、潜在的保育ニーズを踏まえた提供体制を整備することにより待機児童の早期解消を図る必要があります。

(2) 過疎地域等における子育て支援サービスの充実

過疎地域における急速な少子化の進行を防ぐためには、子どもを生み育てやすい環境を整備することが急務です。

現在、過疎地域等においては、ニーズがありながらも、きめ細かな子育て支援サービスが受けられない状況があることから、全ての子どもや子育て家庭が等しく子育て支援サービスを受けることができるよう、過疎地域等における子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

(3) 保育士等の人材確保と質の向上

少子化が進行する中においても、本県における子育て支援ニーズは増加傾向にあり、今後、新制度の本格施行により、地域のニーズに応じた子育て支援サービスを質・量ともに充実させていくため、子育て支援に従事する保育士等の人材確保と質の向上を積極的に推進する必要があります。

第3章 計画の推進体制と点検・評価

1 計画の推進体制

本計画は、法第77条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関である徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（徳島県版「子ども・子育て会議」）の意見等を反映させたものです。

本計画の策定に当たっては、県と市町村との連携及び関係部局間の連携を図りながら検討を進めました。

本計画の推進に当たっては、県の部局横断的な推進体制である「徳島県少子化社会対策推進会議」を通じて関係部局間の緊密な連携を確保し、総合的な推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、本計画の達成状況を点検・評価し、結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

(2) 計画の見直し

本計画の達成状況や市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ、徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（徳島県版「子ども・子育て会議」）の意見等を踏まえながら本計画の見直しを行います。

なお、見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。

第4章 具体的な取組み

第1節 区域の設定

1 県区域設定の趣旨

本計画では、法第62条第2項第1号の規定に基づき、市町村が市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めます。

2 県区域設定の基本的考え方

本計画では、県区域の設定に際し、次の点を勘案しています。

- (1) 市町村が定める教育・保育提供区域
- (2) 隣接市町村間等における広域利用等の実態
- (3) 需給調整、広域調整への影響

(※1) 広域利用：居住している市町村ではなく、他の市町村に所在する幼稚園・保育所等を利用することをいう。

(※2) 需給調整：教育・保育施設から認可・認定の申請があった際に、その区域の利用定員の総数が必要利用定員総数に達しているか、設置によってそれを超える場合に、認可・認定しないことをいう。

3 県区域設定の内容

(1) 教育

私立幼稚園において、広域的な利用が行われていることを踏まえ、県全体を1区域として設定します。

(2) 保育

現状では、市町村ごとに需給バランスの確保が図られており、市町村間での広域利用も一部の隣接地域のみであることや、今回の各市町村における提供区域の設定や量の見込みに対する提供体制の確保策においても、市町村毎の対応となっていることを踏まえ、各市町村を1区域として設定します。

なお、具体的な区域設定は、次のとおりです。

徳島地区（徳島市）	勝浦地区（勝浦町）	海陽地区（海陽町）
鳴門地区（鳴門市）	上勝地区（上勝町）	松茂地区（松茂町）
小松島地区（小松島市）	佐那河内地区（佐那河内村）	北島地区（北島町）
阿南地区（阿南市）	石井地区（石井町）	藍住地区（藍住町）
吉野川地区（吉野川市）	神山地区（神山町）	板野地区（板野町）
阿波地区（阿波市）	那賀地区（那賀町）	上板地区（上板町）
美馬地区（美馬市）	牟岐地区（牟岐町）	つるぎ地区（つるぎ町）

三好地区（三好市）

美波地区（美波町）

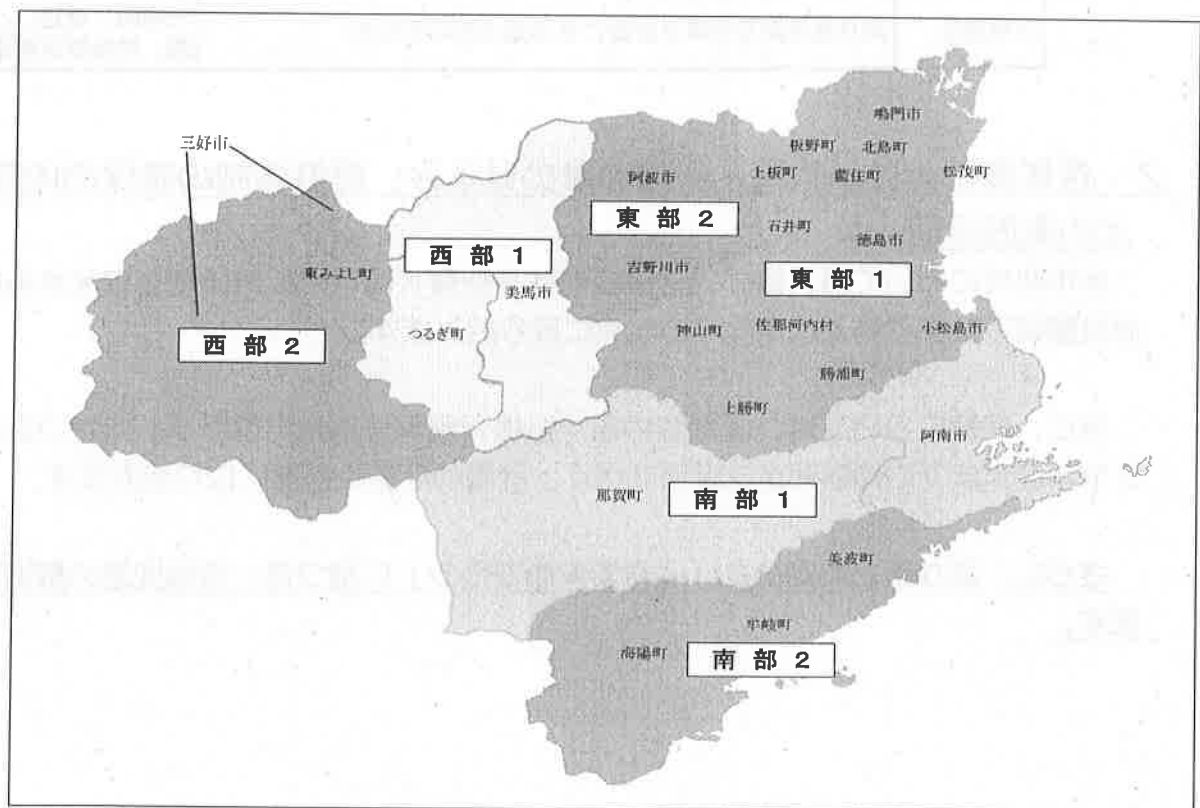
東みよし地区（東みよし町）

計24地区

(3) 地域子ども・子育て支援事業

病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業における広域利用の実態等を踏まえ、県内を6つの地域に分けて区域を設定します。

区域の種類		構成市町村数	構成市町村
東部	東部 1	13	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	東部 2	2	吉野川市、阿波市
南部	南部 1	2	阿南市、那賀町
	南部 2	3	美波町、牟岐町、海陽町
西部	西部 1	2	美馬市、つるぎ町
	西部 2	2	三好市、東みよし町



第2節 教育・保育の提供体制の確保

1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方

各市町村においては、市町村計画に記載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、地域の子育て家庭に対して教育・保育施設の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況等に関するアンケート調査を実施しています。

その結果に基づいて算出した量の見込みを基に、地域の実情を踏まえて社会的流入等を勘案の上、子ども・子育て会議での審議等を経て、必要な調整を加え、最終的な量の見込みを定めています。

本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村における数値を県が設定した区域ごとに集計し、認定区分^{*1}ごとに定めています。

(※1) 認定区分：法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分をいう。

認定区分	内 容	利 用 先
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園、 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども 園、地域型保育事業

2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

各市町村においては、量の見込みに対する教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等による受入れ定員枠の拡大に取り組みます。

特に、保育については、国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに待機児童を解消すべく、計画的な施設整備に取り組みます。

さらに、国が新たに定めた「子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に努めます。

(1) 教育

(単位：人)

年度	区 分		1号認定	2号認定 (教育)	合 計
27	量の見込み ①		4,550	3,192	7,742
	確保の 内 容	教育・保育施設	6,710	3,531	10,241
		確認を受けない 幼稚園	1,250	490	1,740
		計 ②	7,960	4,021	11,981
	差引 ②－①		3,410	829	4,239
28	量の見込み ①		4,515	3,165	7,680
	確保の 内 容	教育・保育施設	6,775	3,525	10,300
		確認を受けない 幼稚園	968	352	1,320
		計 ②	7,743	3,877	11,620
	差引 ②－①		3,228	712	3,940
29	量の見込み ①		4,463	3,098	7,561
	確保の 内 容	教育・保育施設	6,966	3,601	10,567
		確認を受けない 幼稚園	820	310	1,130
		計 ②	7,786	3,911	11,697
	差引 ②－①		3,323	813	4,136
30	量の見込み ①		5,247	1,949	7,196
	確保の 内 容	教育・保育施設	7,505	2,172	9,677
		確認を受けない 幼稚園	820	310	1,130
		計 ②	8,325	2,482	10,807
	差引 ②－①		3,078	533	3,611
31	量の見込み ①		5,248	1,951	7,199
	確保の 内 容	教育・保育施設	7,044	2,177	9,221
		確認を受けない 幼稚園	820	310	1,130
		計 ②	7,864	2,487	10,351
	差引 ②－①		2,616	536	3,152

(2) 保育

県全域の内容は、次のとおりです。

なお、区域ごとの内容については、別表1のとおりです。

(単位：人)

年度	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
27	量の見込み ①		8,298	6,250	1,636	16,184
	確保の 内 容	教育・保育施設	8,605	6,109	1,646	16,360
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	25	5	0	30
		計 ②	8,630	6,114	1,646	16,390
	差引 ②-①		332	▲ 136	10	206
28	量の見込み ①		8166	6205	1613	15,984
	確保の 内 容	教育・保育施設	9,021	6,297	1,728	17,046
		地域型保育事業	0	72	12	84
		認可外保育施設	25	5	0	30
		計 ②	9,046	6,374	1,740	17,160
	差引 ②-①		880	169	127	1,176
29	量の見込み ①		8,036	6,170	1,589	15,795
	確保の 内 容	教育・保育施設	9,243	6,442	1,743	17,428
		地域型保育事業	0	143	35	178
		認可外保育施設	25	5	0	30
		計 ②	9,268	6,590	1,778	17,636
	差引 ②-①		1,232	420	189	1,841
30	量の見込み ①		8,366	6,401	1,580	16,347
	確保の 内 容	教育・保育施設	9,596	6,608	1,746	17,950
		地域型保育事業	57	159	38	254
		認可外保育施設	20	5	0	25
		計 ②	9,673	6,772	1,784	18,229
	差引 ②-①		1,307	371	204	1,882
31	量の見込み ①		8,313	6,343	1,571	16,227
	確保の 内 容	教育・保育施設	9,627	6,637	1,772	18,036
		地域型保育事業	57	172	40	269
		認可外保育施設	20	5	0	25
		計 ②	9,704	6,814	1,812	18,330
	差引 ②-①		1,391	471	241	2,103

第3節 地域子ども・子育て支援事業の推進

1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、法により「地域子ども・子育て支援事業」が定められました。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が市町村計画に従って実施し、県は、事業が円滑に運営されるよう必要な支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業として定められた事業は、次の13事業です。

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

各市町村においては、教育・保育の量の見込みの算定と同様の手法により地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算定しています。

本計画の各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定に当たっては、各市町村における数値を県が設定した区域ごとに集計して定めています。

2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

各事業の区域ごとの量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期については、次のとおりです。

なお、実費徴収に係る補足給付を行う事業及び多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込みに基づいて実施するものではないため、記載していません。

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報提供や相談対応を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

			(単位：か所)				
区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①		5	5	5	6	7
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	5	5	5	6	7
		その他	3	3	3	3	3
		計 ②	8	8	8	9	10
東部2	量の見込み ①(人日)		1	1	1	1	1
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	1	1	1	1	1
		その他	2	2	2	1	1
		計 ②	3	3	3	2	2
南部1	量の見込み ①(人日)		1	1	1	1	1
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	1	1	1	1	1
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	1	1	1	1	1
南部2	量の見込み ①(人日)		0	0	0	0	0
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①(人日)		0	0	0	0	0
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	1	1	1	1	1
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	1	1	1	1	1
西部2	量の見込み ①(人日)		2	2	2	2	2
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	1	1	1	1	1
		その他	1	1	1	1	1
		計 ②	2	2	2	2	2
合 計	量の見込み ①(人日)		9	9	9	10	11
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	9	9	9	10	11
		その他	6	6	6	5	5
		計 ②	15	15	15	15	16

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行う事業です。

			(単位：人日、か所)				
区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①(人日)		230,643	231,275	231,862	236,670	231,292
	確保の内 容 (か所)	子育て支援拠点	25	26	26	33	40
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	25	26	26	33	40
東部2	量の見込み ①(人日)		25,564	26,005	25,677	42,221	41,644
	確保の内 容 (か所)	子育て支援拠点	6	6	6	6	6
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	6	6	6	6	6
南部1	量の見込み ①(人日)		30,316	30,213	30,170	32,592	32,556
	確保の内 容 (か所)	子育て支援拠点	7	7	8	8	8
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	7	7	8	8	8

(単位：人日、か所)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部2	量の見込み ①(人日)	3,372	3,228	3,108	2,550	2,454
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	2	2	2	2
		その他	3	3	3	3
		計 ②	5	5	5	5
西部1	量の見込み ①(人日)	6,544	6,524	6,360	6,359	6,267
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	6	6	7	7
		その他	0	0	0	0
		計 ②	6	6	7	7
西部2	量の見込み ①(人日)	5,220	5,160	5,040	3,396	3,408
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	3	3	1	1
		その他	7	7	7	7
		計 ②	10	10	8	8
合 計	量の見込み ①(人日)	301,659	302,405	302,217	323,788	317,621
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	49	50	52	56
		その他	10	10	10	10
		計 ②	59	60	62	66

(3) 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を行う事業です。

(単位：人回)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	52,959	51,956	51,542	52,400	51,562
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	5,784	5,696	5,569	5,864	5,796
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	9,184	9,142	9,142	8,900	8,900
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	1,050	1,036	1,008	994	994
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	3,066	3,038	2,954	2,870	2,800
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	3,674	3,642	3,642	3,610	3,594
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	75,717	74,510	73,857	74,638	73,646
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握等を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	3,495	3,430	3,418	3,392	3,310
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	349	353	357	410	417
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(単位：人)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部1	量の見込み ①	486	484	484	482	480
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	74	72	69	71	71
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	491	496	484	473	462
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	244	238	232	233	232
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	5,139	5,073	5,044	5,061	4,972
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	435	435	435	455	458
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	35	35	36	53	54
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	461	461	461	455	455
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	85	85	85	88	88
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	30	30	35	45	45
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	42	41	40	40	39
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	1,088	1,087	1,092	1,136	1,139
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。

(単位：人日)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	356	353	353	351	349
	確保の内容 ②	552	551	551	552	551
	差引 ②－①	196	198	198	201	202
東部2	量の見込み ①	10	10	10	10	10
	確保の内容 ②	20	20	20	20	20
	差引 ②－①	10	10	10	10	10

		(単位：人日)				
区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部1	量の見込み ①	40	40	40	60	60
	確保の内容 ②	40	40	40	60	60
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①	195	175	140	14	14
	確保の内容 ②	205	205	154	14	14
	差引 ②-①	10	30	14	0	0
西部1	量の見込み ①	100	100	100	100	100
	確保の内容 ②	100	100	100	100	100
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	17	17	17	17	17
	確保の内容 ②	51	51	51	51	51
	差引 ②-①	34	34	34	34	34
合 計	量の見込み ①	718	695	660	552	550
	確保の内容 ②	968	967	916	797	796
	差引 ②-①	250	272	256	245	246

(7) 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育）

幼稚園の通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児の希望者を対象に預かり保育を行う事業です。

区域名		区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量 の 見込み	1号認定	9,301	9,151	9,102	106,828	103,029
		2号認定	512,246	509,859	505,160	376,574	374,221
		計 ①	521,547	519,010	514,262	483,402	477,250
	確保の内容 ②	591,218	567,702	562,740	543,212	540,464	
	差引 ②－①	69,671	48,692	48,478	59,810	63,214	
東部2	量 の 見込み	1号認定	26	25	24	600	800
		2号認定	22,205	21,202	20,534	49,655	49,675
		計 ①	22,231	21,227	20,558	50,255	50,475
	確保の内容 ②	22,231	21,227	20,558	50,255	50,475	
	差引 ②－①	0	0	0	0	0	
南部1	量 の 見込み	1号認定	149	149	147	269	269
		2号認定	66,128	66,056	64,416	48,200	53,200
		計 ①	66,277	66,205	64,563	48,469	53,469
	確保の内容 ②	66,500	66,500	66,500	57,400	57,400	
	差引 ②－①	223	295	1,937	8,931	3,931	
南部2	量 の 見込み	1号認定	0	0	0	10	10
		2号認定	12,695	11,973	9,870	4,000	4,000
		計 ①	12,695	11,973	9,870	4,010	4,010
	確保の内容 ②	12,768	12,021	9,949	4,010	4,010	
	差引 ②－①	73	48	79	0	0	
西部1	量 の 見込み	1号認定	0	0	0	14,395	18,082
		2号認定	42,325	39,979	37,572	23,639	23,638
		計 ①	42,325	39,979	37,572	38,034	41,720
	確保の内容 ②	43,560	43,355	42,126	42,539	42,538	
	差引 ②－①	1,235	3,376	4,554	4,505	818	

(単位：人日)							
区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
西部2	量 の 見込み	1号認定	245	224	224	210	204
		2号認定	24,765	27,586	42,288	29,600	28,960
		計 ①	25,010	27,810	42,512	29,810	29,164
	確保の内容 ②		29,530	28,810	49,792	42,210	42,204
	差引 ②－①		4,520	1,000	7,280	12,400	13,040
合 計	量 の 見込み	1号認定	9,721	9,549	9,497	122,312	122,394
		2号認定	680,364	676,655	679,840	531,668	533,694
		計 ①	690,085	686,204	689,337	653,980	656,088
	確保の内容 ②		765,807	739,615	751,665	739,626	737,091
	差引 ②－①		75,722	53,411	62,328	85,646	81,003

(8) 一時預かり事業（その他の一時預かり）

その他の一時預かりについては、保育所における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）により、提供体制の確保に取り組みます。

① 保育所における一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等において一時的に預かり必要な保護を行う事業です。

② ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を組織し、地域における育児の相互援助活動を支援する事業です。

③ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等において児童を預かる事業（宿泊可）です。

(単位：人日)							
区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①		59,274	59,417	59,344	58,456	57,437
	確保の内 容	保育所	50,629	56,778	60,215	65,952	66,685
		ファミ・サポ	2,005	2,012	1,997	1,886	2,182
		トワイライトステイ	94	95	94	89	110
		計 ②	52,728	58,885	62,306	67,927	68,977
	差引 ②ー①		▲ 6,546	▲ 532	2,962	9,471	11,540
東部2	量の見込み ①		5,088	5,027	4,864	1,170	1,176
	確保の内 容	保育所	4,253	4,200	4,059	1,027	1,032
		ファミ・サポ	615	609	592	577	582
		トワイライトステイ	220	218	213	207	209
		計 ②	5,088	5,027	4,864	1,811	1,823
	差引 ②ー①		0	0	0	641	647

		(単位：人日)				
区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部1	量の見込み ①	4,463	4,448	4,393	4,254	4,249
	確保の内容	保育所	4,500	4,500	4,500	4,300
		ファミ・サポ	100	100	100	100
		トワイライトステイ	30	30	20	20
		計 ②	4,630	4,630	4,630	4,420
	差引 ②-①	167	182	237	166	171
南部2	量の見込み ①	2,307	2,098	1,790	315	315
	確保の内容	保育所	2,034	2,088	1,827	330
		ファミ・サポ	30	30	0	0
		トワイライトステイ	0	0	5	5
		計 ②	2,064	2,118	1,857	335
	差引 ②-①	▲ 243	20	67	20	20
西部1	量の見込み ①	4,281	4,152	3,974	999	999
	確保の内容	保育所	4,078	4,047	3,951	949
		ファミ・サポ	794	794	794	0
		トワイライトステイ	100	100	100	50
		計 ②	4,972	4,941	4,845	999
	差引 ②-①	691	789	871	0	0
西部2	量の見込み ①	253	244	238	95	95
	確保の内容	保育所	289	284	282	230
		ファミ・サポ	110	110	110	0
		トワイライトステイ	15	15	15	5
		計 ②	414	409	407	235
	差引 ②-①	161	165	169	140	140
合 計	量の見込み ①	75,666	75,386	74,603	65,289	64,271
	確保の内容	保育所	65,783	71,897	74,834	72,788
		ファミ・サポ	3,654	3,655	3,623	2,563
		トワイライトステイ	459	458	452	376
		計 ②	69,896	76,010	78,909	75,727
	差引 ②-①	▲ 5,770	624	4,306	10,438	12,518

(9) 一時預かり事業（就学児のみ）

就学児に対する一時預かりについては、ファミリー・サポート・センター事業により提供体制の確保に取り組めます。

		(単位：人日)				
区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	1,482	1,468	1,456	1,478	1,455
	確保の内容 ②	1,863	1,857	1,852	1,869	1,862
	差引 ②-①	381	389	396	391	407
東部2	量の見込み ①	10	10	10	10	10
	確保の内容 ②	10	10	10	10	10
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	20	20	20	21	21
	確保の内容 ②	20	20	20	21	21
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①	15	15	15	44	44
	確保の内容 ②	15	15	15	64	64
	差引 ②-①	0	0	0	20	20

(単位：人日)						
区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
西部1	量の見込み ①	50	50	50	50	50
	確保の内容 ②	50	50	50	50	50
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	75	75	75	105	105
	確保の内容 ②	110	110	110	105	105
	差引 ②-①	35	35	35	0	0
合 計	量の見込み ①	1,652	1,638	1,626	1,708	1,685
	確保の内容 ②	2,068	2,062	2,057	2,119	2,112
	差引 ②-①	416	424	431	411	427

(10) 延長保育事業

保育所等において、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

(単位：人)						
区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	2,193	2,163	2,145	2,144	2,104
	確保の内容 ②	3,980	4,257	4,414	4,495	4,506
	差引 ②-①	1,787	2,094	2,269	2,351	2,402
東部2	量の見込み ①	185	183	177	453	447
	確保の内容 ②	185	183	177	453	447
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	227	227	224	217	216
	確保の内容 ②	225	225	245	245	245
	差引 ②-①	▲2	▲2	21	28	29
南部2	量の見込み ①	81	72	60	43	43
	確保の内容 ②	90	79	69	43	43
	差引 ②-①	9	7	9	0	0
西部1	量の見込み ①	133	127	120	155	155
	確保の内容 ②	142	141	139	240	240
	差引 ②-①	9	14	19	85	85
西部2	量の見込み ①	35	35	33	60	58
	確保の内容 ②	85	85	84	60	60
	差引 ②-①	50	50	51	0	2
合 計	量の見込み ①	2,854	2,807	2,759	3,072	3,023
	確保の内容 ②	4,707	4,970	5,128	5,536	5,541
	差引 ②-①	1,853	2,163	2,369	2,464	2,518

(11) 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

一部の地域においては、ファミリー・サポート・センター事業により提供体制の確保に取り組みます。

(単位：人日)							
区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①		14,756	14,618	14,620	14,223	14,085
	確保の内 容	病児・病後児保育	14,624	14,874	16,595	16,595	16,595
		ファミサポ（病児）	0	0	0	0	0
		計 ②	14,624	14,874	16,595	16,595	16,595
	差引 ②－①		▲132	256	1,975	2,372	2,510
東部2	量の見込み ①		3,565	3,539	3,445	3,361	3,376
	確保の内 容	病児・病後児保育	3,565	3,539	3,445	2,711	2,709
		ファミサポ（病児）	0	0	0	0	0
		計 ②	3,565	3,539	3,445	2,711	2,709
	差引 ②－①		0	0	0	▲650	▲667
南部1	量の見込み ①		1,351	1,348	1,339	1,348	1,346
	確保の内 容	病児・病後児保育	870	870	870	1,740	1,740
		ファミサポ（病児）	0	0	0	0	3
		計 ②	870	870	870	1,740	1,743
	差引 ②－①		▲481	▲478	▲469	392	397
南部2	量の見込み ①		109	99	87	60	58
	確保の内 容	病児・病後児保育	97	85	76	51	50
		ファミサポ（病児）	15	15	15	14	13
		計 ②	112	100	91	65	63
	差引 ②－①		3	1	4	5	5
西部1	量の見込み ①		1,019	1,000	961	609	609
	確保の内 容	病児・病後児保育	750	750	750	750	750
		ファミサポ（病児）	0	0	0	0	0
		計 ②	750	750	750	750	750
	差引 ②－①		▲269	▲250	▲211	141	141
西部2	量の見込み ①		245	244	239	131	131
	確保の内 容	病児・病後児保育	245	244	239	131	131
		ファミサポ（病児）	0	0	0	0	0
		計 ②	245	244	239	131	131
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
合 計	量の見込み ①		21,045	20,848	20,691	19,732	19,605
	確保の内 容	病児・病後児保育	20,151	20,362	21,975	21,978	21,975
		ファミサポ（病児）	15	15	15	14	16
		計 ②	20,166	20,377	21,990	21,992	21,991
	差引 ②－①		▲879	▲471	1,299	2,260	2,386

(12) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

就労等により昼間に保護者がいない小学生児童を対象として、放課後や長期休業時などに小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

(単位：人)							
区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量 の 見込み	小学1～3年	3,663	3,615	3,603	3,790	3,788
		小学4～6年	1,105	1,102	1,082	1,141	1,128
		計 ①	4,768	4,717	4,685	4,931	4,916
	確保の内容 ②		4,309	4,510	4,872	5,222	5,699
	差引 ②－①		▲ 459	▲ 207	187	291	783
東部2	量 の 見込み	小学1～3年	541	522	514	833	806
		小学4～6年	358	356	347	200	205
		計 ①	899	878	861	1,033	1,011
	確保の内容 ②		899	878	861	970	975
	差引 ②－①		0	0	0	▲ 63	▲ 36

(単位：人)

区域名		区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部1	量 の 見込み	小学1～3年	557	547	545	782	810
		小学4～6年	219	215	217	240	250
		計 ①	776	762	762	1,022	1,060
	確保の内容 ②		957	957	957	1,056	1,096
	差引 ②－①		181	195	195	34	36
南部2	量 の 見込み	小学1～3年	106	91	90	14	13
		小学4～6年	2	2	2	2	2
		計 ①	108	93	92	16	15
	確保の内容 ②		125	110	110	16	15
	差引 ②－①		17	17	18	0	0
西部1	量 の 見込み	小学1～3年	190	194	235	306	302
		小学4～6年	123	110	126	102	131
		計 ①	313	304	361	408	433
	確保の内容 ②		305	305	395	425	445
	差引 ②－①		▲ 8	1	34	17	12
西部2	量 の 見込み	小学1～3年	538	547	552	575	576
		小学4～6年	221	216	213	215	214
		計 ①	759	763	765	790	790
	確保の内容 ②		847	849	885	889	882
	差引 ②－①		88	86	120	99	92
合 計	量 の 見込み	小学1～3年	5,595	5,516	5,539	6,300	6,295
		小学4～6年	2,028	2,001	1,987	1,900	1,930
		計 ①	7,623	7,517	7,526	8,200	8,225
	確保の内容 ②		7,442	7,609	8,080	8,578	9,112
	差引 ②－①		▲ 181	92	554	378	887

3 「放課後子ども総合プラン」への対応

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすることを目的として国が策定した「放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、関係部局及び県内市町村との連携の下、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的又は連携した取組みを積極的に推進します。

(1) 「放課後児童クラブ」の整備

平成31年度までに、ニーズ量に基づく整備の計画的な実施を支援します。

新設、改築等を行う場合は、小学校内での余裕教室等の活用を推進します。

(2) 「放課後子供教室」の整備

平成31年度までに、放課後等における学びの機会を全小学校区において実施できるように支援します。

(3) 両事業の一体的運用

小学校内等における一体的運用を推進します。

また、小学校外で実施するものについても、両事業の連携強化を推進します。

(4) 推進体制の整備

市町村において円滑な取組み促進が図られるよう、本県における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として、行政関係者、学校関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者等からなる「徳島県放課後子ども総合プラン推進委員会」を設置します。

(5) 従事者等への研修

放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）及び放課後子供教室の参画者（コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等）の質の向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るための合同研修を開催します。

(6) 部局間の連携

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係部局が連携して「徳島県放課後子ども総合プラン推進委員会」の開催及び従事者等への研修を実施するとともに、両事業に関する情報交換・情報共有や連携強化を図るための会議、セミナー等を開催します。

第4節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に 関する体制の確保

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性 等に係る基本的考え方及びその推進方策

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが求められています。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することが必要です。

そこで、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させます。

2 認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、地域の実情を踏まえながら、積極的な活用を推進します。

特に、幼保連携型認定こども園については、新制度において、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持つ、単一の施設とし、給付と財源が一元化されたところであり、本県においてもそのメリットを最大限に活用します。

少子化が進行する過疎地域においては、点在する保育所、幼稚園での集団保育の維持が困難となりつつあることから、集団保育を維持するとともに、より質の高い教育・保育を実施するための方策として、認定こども園への移行を推進します。

認定こども園においては、一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行う必要があります。

園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫を行います。

認定こども園に移行する際、従来の幼稚園及び保育所における保護者の交流や研

修、教員等との連携が維持されるよう、十分な配慮を行う必要があります。

3 認定こども園の目標設置数、設置時期

県全域の内容は、次のとおりです。

なお、区域ごとの内容については、別表2のとおりです。

(単位：か所)						
類 型	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼保連携型	4	13	21	24	37	45
幼稚園型	0	0	0	0	1	1
保育所型	5	17	15	16	17	17
地方裁量型	0	0	0	0	0	0
計	9	30	36	40	55	63

4 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

(1) 財政的支援

国の補助制度等を最大限活用しながら、施設整備や施設運営費に対する支援を行い、より多くの施設設置に向けて取り組めます。

また、新制度における新たな幼保連携型認定こども園に置かれる「保育教諭」は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、資格を有することが求められることから、片方の免許・資格しか持たない者の免許・資格取得を支援することにより、新制度への円滑な移行を推進します。

(2) 人的支援

県内の市町村や幼稚園及び保育所の設置者等に対し、認定こども園に移行するための施設・設備等の基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行うことにより、認定こども園への円滑な移行を推進します。

5 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要です。

特に、教育・保育施設である、認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域の中核的な役割を担うことが求められます。

また、小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業については、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用することとなりますが、これらの子どもが満3歳以降も適切に必要な教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設との緊密な連携が不可欠です。

県としても、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の緊密かつ円滑な連携が図られるよう取り組みます。

6 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

幼児期の学校教育や保育から小学校教育への円滑な移行を図るため、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校が連携した取組みを積極的に推進します。

(1)「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」の推進

認定こども園、幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続を図るため、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」に基づき、小学校教育との連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進します。

また、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が、合同研修の実施や交流等により相互に教育・保育についての理解を深め、子どもの豊かな育ちにつながる連携を促進します。

(2)「幼小中連携推進事業～学びのかけ橋プロジェクト～」の推進

幼・小・中の教職員の相互交流により、連携を強化するとともに、円滑な接続方法について研究し、その成果を県内に普及させます。

第5節 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上

1 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み 人数とその確保方策

(1) 必要見込み人数（常勤換算）

（単位：人）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育教諭	272	420	552	889	1,075
幼稚園教諭	731	703	678	662	652
保育士	2,759	2,772	2,777	2,730	2,706
保育従事者（※1）	0	0	0	0	0
家庭的保育者（※2）	0	0	0	0	0
家庭的保育補助者（※3）	0	0	0	0	0
家庭的保育者（※4）	0	0	0	0	0
合 計	3,762	3,895	4,007	4,281	4,433

※1：小規模保育事業B型における保育従事者

※2：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

※3：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

※4：居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

(2) 確保方策

保育士等の処遇改善をはじめとする勤務条件の向上を、制度面、運用面双方から促進するとともに、保育士等が、性別に関係なく、働きやすく、やりがいや誇りを持って業務に従事できるよう、職場環境や職員配置の改善を図ります。

保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職等について、徳島県社会福祉協議会・福祉人材センター内に設置する「徳島県保育士・保育所支援センター」を中心に、関係機関とも緊密に連携しながら、マッチングの強化や再就職等に向けた研修を行うなど、積極的に支援していきます。

保育士養成施設に在学する学生はもとより、高校生以下の児童・生徒を含め、保育士としての就職を目指す人材を確保するため、保育士としての業務内容ややりがい等についての普及啓発を行います。

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、新制度本格施行後の幼保連携型認定こども園に置かれる保育教諭に必要とされる、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有するための資格等取得を支援します。

保育所や認可外保育施設において新たに保育士資格取得を目指す取組みを支援します。

その他、国の定める「保育士確保プラン」における施策を活用し、保育士確保に向けた取組みを積極的に推進します。

2 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保方策

新制度においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となっています。

このため、育児経験豊かな地域の人材を主な対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定し、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度が創設されています。

県内の地域子ども・子育て支援事業に従事する者を確保するため、「子育て支援員」の養成を積極的に行います。

3 質の向上策

求められる能力や職階等に応じた研修体系の拡充を図るとともに、障がいやアレルギーを持つ子どもへの対応など、高度な専門性を習得するための研修については、外部の専門家を交えたケース検討を取り入れるなど、適宜見直しを図りながら実施し、質の高い教育・保育等の提供を担う人材の育成や職員配置の充実に努めます。

4 「子育て支援員」の認定のための研修実施

「子育て支援員」として認定するための研修については、国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程として、都道府県又は市町村等が実施することとされています。

また、「子育て支援員」が、家庭的保育事業の家庭的保育補助者、小規模保育事業B型の保育従事者、事業所内保育事業（利用定員19人以下）の保育従事者、一時預かり事業の保育従事者などの職務に従事する仕組みについても創設されています。

県内において保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する人材を確保するため、国が示すガイドライン等に基づき、必要な研修を計画的に実施します。

5 「放課後児童支援員」の認定のための研修実施

新制度においては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、「放課後児童支援員」として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するため、有資格者となるための研修（以下「認定資格研修」という。）を都道府県知事が行い、認定資格研修修了者を「放課後児童支援員」として認定することとしています。

県内の放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保と質の向上を図るため、認定資格研修を計画的に実施します。

第6節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るため、県は、市町村と協力して発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講じます。

また、県及び市町村において、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を充実させます。

(1) こども女性相談センター（児童相談所）の体制の強化

児童虐待防止対策の中心となるこども女性相談センターにおいて、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするために職員の適切な配置に努めるとともに、法的、医学的な専門性を要する対応や保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保等を図ります。

一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備の動向を勘案し、個別対応できる居室の確保等の環境整備等機能及び体制の充実を図ります。

(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

こども女性相談センターは、市町村（児童福祉部門・母子保健部門）をはじめ、保健所、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関その他の関係機関との連携を強化し、対応が困難なケースについては主体的に関与することを前提として、適切な役割分担を図ります。

県は、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の機能強化、効果的運営を図るため、要対協関係者向けのセミナーの実施や要対協におけるこども女性相談センターの積極的な助言等の支援を行います。

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

県は、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制を整備し、悩みに応じて支援制度の情報提供を行い適切な専門機関に繋げるなど、切れ目のない支援を行います。

県は、医療機関（産科、小児科、歯科、精神科等）等と市町村との連携及び情報共有に必要な環境を整備し、市町村が養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、子育て支援サービス等につなげるための取組を支援します。

(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

県は、児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を

行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

2 社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の潜在的な需要にも対応するため、できる限り家庭的な環境で愛情を持った養育が行われることを目指し、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指します。

(1) 家庭的養護の推進

① 里親委託等の推進

県は、里親の開拓、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の開設促進、里親支援の充実等により里親委託等を推進します。

里親登録については、市町村や里親支援機関と連携して、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう努め、市町村単位で複数確保できるよう推進します。

② 施設の小規模化及び地域分散化の推進

県は、平成27年度から平成41年度までの児童養護施設等の本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して、「徳島県児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護推進計画」を策定し、地域の実情に即した取組みを推進します。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等を図るため、専門的な知識や技術を有する者によるケアの充実及び人材の確保・育成を推進します。

心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには、近隣府県の児童心理治療施設への措置をとり、心理治療等の支援を行うとともに、県内における施設設置について推進するよう努めます。

不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもに、社会的自立に向けた適切な支援が行えるよう、児童自立支援施設職員の専門性の向上に努めます。

DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援を行います。

(3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが、一般家庭の子どもと同様に社会において自立

していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等、自立生活に必要な力を養うための支援体制を整備します。

自立生活能力がないまま施設退所することとならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用するとともに、県内における自立援助ホームの開設を支援します。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

児童養護施設等のソーシャルワーク機能強化や児童家庭支援センターの設置を推進し、家庭支援及び地域支援の充実を図ります。

里親支援専門相談員の配置を推進し、地域の里親等への支援を行います。

母子生活支援施設については、福祉事務所、こども女性相談センター等関係機関と連携して積極的な活用が行えるよう、支援機能の充実や広域利用の推進を図ります。

(5) 子どもの権利擁護の推進

社会的養護施設等におけるケアの質の向上を図るため、指導監査、里親家庭訪問等の機会を捉えて、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組みの推進及び第三者評価の受審を求めます。

被措置児童等虐待について、入所児童や関係機関等に対する周知等その予防への取組みを行うとともに、通告等があった場合の対応や、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関して、適切に対応できる体制を整備します。

3 ひとり親家庭の自立支援の充実

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、相談支援体制の充実、就労・自立支援の充実、子どもへの支援の推進、子育て・生活支援の充実、経済的支援の充実などの総合的なひとり親家庭対策に取り組むことにより、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが将来に希望を持って健やかに成長できる環境を整えます。

(1) 相談支援体制の充実

ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。

(2) 就労・自立支援の充実

ひとり親家庭の親が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携により、職業能力向上のための訓練受講に

つなげるなど個々の実情に応じたきめ細かで効果的な就業の支援を行います。

(3) 子どもへの支援の推進

ひとり親家庭の子どもの個々の状況に応じ、関係機関と連携した就労支援を行います。

親の離婚等で精神的に不安定になっている子どもの家庭に、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、子どもの悩みを聞いたり、簡単な生活指導や学習指導を行うなどの支援を行い、児童の健全育成を図ります。

また、小学生のいるひとり親家庭に支援員を派遣し、学校における勉強の復習を中心とした学習指導を行い、早い時期からの家庭学習の習慣付けと基礎学力の向上を図ります。

(4) 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭が生活の場を確保し、安心して子育てを行い、就業や就業に向けた職業訓練の実施が可能になるように、保育所における利用機会の確保や多様な子育てサービスの提供を市町村と連携して実施します。

ひとり親家庭の親が修学や病気のために、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育を行います。

(5) 経済的支援の充実

児童扶養手当、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸付けを行うなど経済的支援に取り組みます。

ひとり親家庭の子どもに対する養育費が確保できるよう、養育費の取り決めや取得促進に関する情報提供・啓発を行います。

4 障がい児施策の充実

障がい児等特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、県が専門的かつ広域的な観点からの支援を行うとともに、障がいに応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供するほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組みを進めます。

(1) 地域生活の支援

障がい児やその家族が地域で安心して日常生活をおくることができるよう、日常生活における基本動作訓練の指導や集団生活への適応訓練などの事業等に対する支援を推進します。

また、障がい児のいる家族の生活安定のため、特別児童扶養手当などの周知や援助を行います。

(2) 市町村に対する支援

障がい児に対する各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、こども女性相談センターや発達障がい者総合支援センター、保健所等の専門機関との連携を図りながら、市町村に対して広域的・専門的な支援を行います。

(3) 教育支援体制の充実

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、多様な学びの場の充実を進め、特別支援学校のセンター的機能を活かして保護者、教職員等への相談支援体制の充実を図るとともに、市町村における地域の支援体制構築の支援を行います。

(4) 教員の専門性の向上

障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な指導や必要な支援ができるよう専門性向上のための研修の実施や、教育職員免許法認定講習の積極的な受講を推奨します。

(5) 発達障がい児に対する早期支援体制の充実

発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ・アイリス）において、相談や発達に関する総合的な支援を行うとともに、関係機関の職員等に対する研修や啓発を通し、発達障がいに関する理解の促進と地域の支援者の人材育成に努めます。

(6) 特別な支援を必要とする子どもに対する保育の充実

特別な支援を必要とする子どもについて、保育所や放課後児童クラブ等における受入れを促進するとともに、保育士や放課後児童支援員等に対する実践的な研修を推進するなど、特別な支援を必要とする子どもに対する保育の一層の充実を図るとともに、地域の保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に連携し、包括的な支援ができる体制整備を推進します。

また、県では、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）の支援に関して、「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」を設置し、関係機関との連絡調整を図ります。

第7節 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように するために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(1) 労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を得るための広報・啓発

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするために、企業訪問や広報誌での意識改革の推進を図ります。

法律や制度についての理解を深めるため、仕事と家庭の両立支援に関する講演会の開催をはじめとした周知啓発を図ります。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働環境の推進

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得の促進、テレワークの導入、職場優先の意識の是正など、管理職を含め、労働者すべてを対象として情報提供を行います。

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる県内企業の事例を紹介するとともに、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進するうえでの短時間勤務制度、育児休業制度など関係制度を周知することにより、働き方の見直しを促進します。

平日（夜間）及び土・日曜日に労働相談を受けられる体制を整備し、平日（昼間）での相談体制では利用することが困難な労働者に対する支援を行います。

ICTを活用した多様な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、県庁版サテライトオフィスや育休復帰後職員等を対象とした在宅勤務の実証実験など、県が率先して徳島ならではのテレワークを推進します。

(3) はぐくみ支援企業の認証・表彰制度及び周知

企業における仕事と家庭の両立支援のための自主的な取り組みを促進するため、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認証・表彰します。

法律や制度についての理解を深めるため、仕事と家庭の両立支援に関する講演会の開催をはじめとした周知啓発を図ります。

(4) 一般事業主行動計画の策定の推進

国、関係団体等と連携を図りながら、一般事業主行動計画の策定・届出を促進するため、企業を訪問して要請や助言等を行うなど、働きやすい職場環境の整備を促進します。

(5) 企業へのアドバイザー等の派遣

働きやすい職場づくりに取り組もうとする中小企業等にアドバイザーを派遣し、個々の企業にあった改善策等を提案、助言することにより、労働者のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備を促進します。

(6) 両立支援のための体制整備の促進

仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進し、妊娠中及び出産後における配慮、育児休業制度、短時間勤務制度等の実施、出生時における父親の休暇の取得、子どもの看護のための休暇の取得等を促進します。

(7) イクメンの促進とイクボスの養成

男性の仕事と育児の両立を支援するため、模範となる企業を表彰します。

また、仕事と家庭の両立支援を積極的に勧めるため、経営者や管理職に対する研修会を開催し、子育てしやすい職場づくりを推進します。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(1) 保育サービス等の充実

仕事等の社会活動と家庭生活の両立を支援するため、利用者の視点に立ち、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細かな保育サービスの充実を図ります。

(2) ファミリー・サポート・サービスの推進

子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・サービスによる子育ての相互援助活動の取組みを進めます。

サービスの質の向上のため、利用者から要望の多い「病児・病後児預かり」について、関係団体・医療機関等と連携し、普及・拡大を進めます。

(3) 事業所内保育施設等の推進

病院に従事する職員等のために保育施設を運営する事業について助成することにより、医療の現場等における仕事と子育ての両立を支援します。

職場における次世代育成支援のための制度の創設・充実や、働きやすい職場環境づくりを進めようとする事業所に対し、企業主導型保育施設の設置等に係る課題解決を支援するため、アドバイザーを派遣するとともに、施設整備のための資金を低利で貸付けることにより、企業における次世代育成対策の取組みを促進します。

第5章 広域調整及び教育・保育情報の公表

第1節 広域調整

1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 広域調整の基本的考え方

市町村計画の策定に当たり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要となった場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を図ります。

県は、関係市町村間の調整が整わない場合に、必要に応じて広域調整（市町村間における調整）の役割を担います。

また、県境で広域調整が必要となる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する県との間で調整を行います。

(2) 広域調整の手続き等

自市町村内の住民の利用分として、他市町村における教育・保育施設の利用を希望する場合に、当該市町村から希望先施設が所在する市町村に対して協議の申し出を行います。

関係市町村間での協議が整った場合は、双方の市町村計画における提供体制の確保方策の欄にその内容を記載します。

自市町村内の施設について広域利用を認める市町村は、広域調整分（相手方他市町村の住民の利用）を含めて整備計画を行うとともに、相手方市町村の利用枠を担保します。

一方、関係市町村間での協議が整わなかった場合は、県が関係市町村からの要請を受け、広域的な見地から地域の実情に応じ、利用調整等を行います。

2 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、法第31条第3項及び第32条第3項の規定により、あらかじめ、県に協議を行う必要があります。

県は、市町村からの協議内容を審査の上、その結果を当該市町村に対し通知します。

第2節 教育・保育情報の公表

1 教育・保育情報の公表の実施方法等

教育・保育施設又は地域型保育事業者から報告を受けた教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報を、県のホームページ等を通じて公表することにより、子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育施設又は地域型保育事業を利用する機会を確保します。

2 市町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表

国が定める「子育て安心プラン」に基づき、市町村ごとの待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年度4月1日の待機児童数）について、平成30年度から国において公表することとされています。

県においても、県のホームページ等を通じて公表することにより、更なる情報共有を図ります。

別表1 保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

平成27年度

(単位:人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①		3,247	2,180	533	5,960
	確保の 内 容	教育・保育施設	3,236	1,792	477	5,505
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	3,236	1,792	477	5,505
	差引 ②-①		▲ 11	▲ 388	▲ 56	▲ 455
鳴門地区	量の見込み ①		372	476	199	1,047
	確保の 内 容	教育・保育施設	385	480	155	1,020
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	385	480	155	1,020
	差引 ②-①		13	4	▲ 44	▲ 27
小松島地区	量の見込み ①		554	366	34	954
	確保の 内 容	教育・保育施設	550	350	60	960
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	550	350	60	960
	差引 ②-①		▲ 4	▲ 16	26	6
阿南地区	量の見込み ①		1,209	685	221	2,115
	確保の 内 容	教育・保育施設	1,330	710	240	2,280
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	20	5	0	25
		計 ②	1,350	715	240	2,305
	差引 ②-①		141	30	19	190
吉野川地区	量の見込み ①		380	281	68	729
	確保の 内 容	教育・保育施設	401	325	79	805
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	401	325	79	805
	差引 ②-①		21	44	11	76
阿波地区	量の見込み ①		355	356	69	780
	確保の 内 容	教育・保育施設	370	400	85	855
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	370	400	85	855
	差引 ②-①		15	44	16	75
美馬地区	量の見込み ①		320	239	35	594
	確保の 内 容	教育・保育施設	276	232	39	547
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	276	232	39	547
	差引 ②-①		▲ 44	▲ 7	4	▲ 47
三好地区	量の見込み ①		298	167	62	527
	確保の 内 容	教育・保育施設	319	200	72	591
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	319	200	72	591
	差引 ②-①		21	33	10	64

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
勝浦地区	量の見込み ①		65	34	5	104
	確保の 内 容	教育・保育施設	77	34	8	119
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	77	34	8	119
	差引 ②-①		12	0	3	15
上勝地区	量の見込み ①		13	6	2	21
	確保の 内 容	教育・保育施設	17	11	4	32
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	17	11	4	32
	差引 ②-①		4	5	2	11
佐那河内地区	量の見込み ①		33	16	3	52
	確保の 内 容	教育・保育施設	33	16	3	52
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	33	16	3	52
	差引 ②-①		0	0	0	0
石井地区	量の見込み ①		195	213	53	461
	確保の 内 容	教育・保育施設	195	213	53	461
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	195	213	53	461
	差引 ②-①		0	0	0	0
神山地区	量の見込み ①		50	25	7	82
	確保の 内 容	教育・保育施設	51	30	7	88
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	51	30	7	88
	差引 ②-①		1	5	0	6
那賀地区	量の見込み ①		57	53	22	132
	確保の 内 容	教育・保育施設	83	79	31	193
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	5	0	0	5
		計 ②	88	79	31	198
	差引 ②-①		31	26	9	66
牟岐地区	量の見込み ①		25	10	3	38
	確保の 内 容	教育・保育施設	75	34	6	115
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	75	34	6	115
	差引 ②-①		50	24	3	77
美波地区	量の見込み ①		45	45	13	103
	確保の 内 容	教育・保育施設	83	55	17	155
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	83	55	17	155
	差引 ②-①		38	10	4	52

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
海陽地区	量の見込み ①		87	39	28	154
	確保の 内 容	教育・保育施設	100	100	40	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	100	100	40	240
	差引 ②-①		13	61	12	86
松茂地区	量の見込み ①		97	143	40	280
	確保の 内 容	教育・保育施設	97	143	35	275
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	97	143	35	275
	差引 ②-①		0	0	▲ 5	▲ 5
北島地区	量の見込み ①		273	245	66	584
	確保の 内 容	教育・保育施設	266	217	52	535
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	266	217	52	535
	差引 ②-①		▲ 7	▲ 28	▲ 14	▲ 49
藍住地区	量の見込み ①		161	300	64	525
	確保の 内 容	教育・保育施設	161	283	66	510
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	161	283	66	510
	差引 ②-①		0	▲ 17	2	▲ 15
板野地区	量の見込み ①		76	69	25	170
	確保の 内 容	教育・保育施設	91	90	27	208
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	91	90	27	208
	差引 ②-①		15	21	2	38
上板地区	量の見込み ①		63	75	18	156
	確保の 内 容	教育・保育施設	120	96	24	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	120	96	24	240
	差引 ②-①		57	21	6	84
つるぎ地区	量の見込み ①		55	51	26	132
	確保の 内 容	教育・保育施設	55	59	26	140
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	55	59	26	140
	差引 ②-①		0	8	0	8
東みよし地区	量の見込み ①		268	176	40	484
	確保の 内 容	教育・保育施設	234	160	40	434
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	234	160	40	434
	差引 ②-①		▲ 34	▲ 16	0	▲ 50
合 計	量の見込み ①		8,298	6,250	1,636	16,184
	確保の 内 容	教育・保育施設	8,605	6,109	1,646	16,360
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	25	5	0	30
		計 ②	8,630	6,114	1,646	16,390
	差引 ②-①		332	▲ 136	10	206

平成28年度

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①		3,159	2,215	527	5,901
	確保の 内 容	教育・保育施設	3,617	2,031	527	6,175
		地域型保育事業	0	72	12	84
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	3,617	2,103	539	6,259
	差引 ②-①		458	▲ 112	12	358
鳴門地区	量の見込み ①		382	452	197	1,031
	確保の 内 容	教育・保育施設	385	455	200	1,040
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	385	455	200	1,040
	差引 ②-①		3	3	3	9
小松島地区	量の見込み ①		539	353	33	925
	確保の 内 容	教育・保育施設	550	350	60	960
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	550	350	60	960
	差引 ②-①		11	▲ 3	27	35
阿南地区	量の見込み ①		1,213	678	224	2,115
	確保の 内 容	教育・保育施設	1,350	710	240	2,300
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	20	5	0	25
		計 ②	1,370	715	240	2,325
	差引 ②-①		157	37	16	210
吉野川地区	量の見込み ①		376	277	67	720
	確保の 内 容	教育・保育施設	376	305	79	760
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	376	305	79	760
	差引 ②-①		0	28	12	40
阿波地区	量の見込み ①		354	354	68	776
	確保の 内 容	教育・保育施設	370	400	85	855
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	370	400	85	855
	差引 ②-①		16	46	17	79
美馬地区	量の見込み ①		318	235	34	587
	確保の 内 容	教育・保育施設	329	232	36	597
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	329	232	36	597
	差引 ②-①		11	▲ 3	2	10
三好地区	量の見込み ①		294	164	61	519
	確保の 内 容	教育・保育施設	317	198	72	587
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	317	198	72	587
	差引 ②-①		23	34	11	68

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
勝浦地区	量の見込み ①		65	34	5	104
	確保の 内 容	教育・保育施設	77	34	8	119
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	77	34	8	119
	差引 ②-①		12	0	3	15
上勝地区	量の見込み ①		11	5	2	18
	確保の 内 容	教育・保育施設	13	11	4	28
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	13	11	4	28
	差引 ②-①		2	6	2	10
佐那河内地区	量の見込み ①		32	17	3	52
	確保の 内 容	教育・保育施設	32	17	3	52
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	32	17	3	52
	差引 ②-①		0	0	0	0
石井地区	量の見込み ①		182	200	43	425
	確保の 内 容	教育・保育施設	182	200	43	425
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	182	200	43	425
	差引 ②-①		0	0	0	0
神山地区	量の見込み ①		50	22	7	79
	確保の 内 容	教育・保育施設	51	30	7	88
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	51	30	7	88
	差引 ②-①		1	8	0	9
那賀地区	量の見込み ①		56	52	21	129
	確保の 内 容	教育・保育施設	83	79	31	193
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	5	0	0	5
		計 ②	88	79	31	198
	差引 ②-①		32	27	10	69
牟岐地区	量の見込み ①		23	9	3	35
	確保の 内 容	教育・保育施設	75	34	6	115
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	75	34	6	115
	差引 ②-①		52	25	3	80
美波地区	量の見込み ①		41	45	13	99
	確保の 内 容	教育・保育施設	83	55	17	155
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	83	55	17	155
	差引 ②-①		42	10	4	56

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
海陽地区	量の見込み ①		79	30	26	135
	確保の 内 容	教育・保育施設	100	100	40	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	100	100	40	240
松茂地区	差引 ②-①		21	70	14	105
	量の見込み ①		90	145	40	275
	確保の 内 容	教育・保育施設	97	143	35	275
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	97	143	35	275
北島地区	差引 ②-①		7	▲ 2	▲ 5	0
	量の見込み ①		288	242	66	596
	確保の 内 容	教育・保育施設	266	217	52	535
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	266	217	52	535
藍住地区	差引 ②-①		▲ 22	▲ 25	▲ 14	▲ 61
	量の見込み ①		160	299	65	524
	確保の 内 容	教育・保育施設	160	292	66	518
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	160	292	66	518
板野地区	差引 ②-①		0	▲ 7	1	▲ 6
	量の見込み ①		72	71	25	168
	確保の 内 容	教育・保育施設	91	89	27	207
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	91	89	27	207
上板地区	差引 ②-①		19	18	2	39
	量の見込み ①		60	74	18	152
	確保の 内 容	教育・保育施設	120	96	24	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	120	96	24	240
つるぎ地区	差引 ②-①		60	22	6	88
	量の見込み ①		48	52	26	126
	確保の 内 容	教育・保育施設	55	59	26	140
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	55	59	26	140
東みよし地区	差引 ②-①		7	7	0	14
	量の見込み ①		274	180	39	493
	確保の 内 容	教育・保育施設	242	160	40	442
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	242	160	40	442
合 計	差引 ②-①		▲ 32	▲ 20	1	▲ 51
	量の見込み ①		8,166	6,205	1,613	15,984
	確保の 内 容	教育・保育施設	9,021	6,297	1,728	17,046
		地域型保育事業	0	72	12	84
		認可外保育施設	25	5	0	30
		計 ②	9,046	6,374	1,740	17,160
合 計	差引 ②-①		880	169	127	1,176

平成29年度

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①		3,148	2,232	530	5,910
	確保の 内 容	教育・保育施設	3,749	2,090	533	6,372
		地域型保育事業	0	143	35	178
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	3,749	2,233	568	6,550
	差引 ②-①		601	1	38	640
鳴門地区	量の見込み ①		381	446	194	1,021
	確保の 内 容	教育・保育施設	385	455	200	1,040
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	385	455	200	1,040
	差引 ②-①		4	9	6	19
小松島地区	量の見込み ①		528	348	33	909
	確保の 内 容	教育・保育施設	550	350	60	960
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	550	350	60	960
	差引 ②-①		22	2	27	51
阿南地区	量の見込み ①		1,200	677	224	2,101
	確保の 内 容	教育・保育施設	1,350	710	240	2,300
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	20	5	0	25
		計 ②	1,370	715	240	2,325
	差引 ②-①		170	38	16	224
吉野川地区	量の見込み ①		362	268	66	696
	確保の 内 容	教育・保育施設	363	312	75	750
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	363	312	75	750
	差引 ②-①		1	44	9	54
阿波地区	量の見込み ①		345	346	66	757
	確保の 内 容	教育・保育施設	370	400	85	855
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	370	400	85	855
	差引 ②-①		25	54	19	98
美馬地区	量の見込み ①		302	231	34	567
	確保の 内 容	教育・保育施設	340	247	42	629
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	340	247	42	629
	差引 ②-①		38	16	8	62
三好地区	量の見込み ①		288	162	59	509
	確保の 内 容	教育・保育施設	315	196	71	582
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	315	196	71	582
	差引 ②-①		27	34	12	73

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
勝浦地区	量の見込み ①		65	33	5	103
	確保の 内 容	教育・保育施設	77	34	8	119
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	77	34	8	119
	差引 ②-①		12	1	3	16
上勝地区	量の見込み ①		9	5	2	16
	確保の 内 容	教育・保育施設	14	10	4	28
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	14	10	4	28
	差引 ②-①		5	5	2	12
佐那河内地区	量の見込み ①		31	17	2	50
	確保の 内 容	教育・保育施設	31	17	2	50
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	31	17	2	50
	差引 ②-①		0	0	0	0
石井地区	量の見込み ①		179	199	33	411
	確保の 内 容	教育・保育施設	179	199	33	411
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	179	199	33	411
	差引 ②-①		0	0	0	0
神山地区	量の見込み ①		51	22	6	79
	確保の 内 容	教育・保育施設	51	30	6	87
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	51	30	6	87
	差引 ②-①		0	8	0	8
那賀地区	量の見込み ①		51	50	21	122
	確保の 内 容	教育・保育施設	83	79	31	193
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	5	0	0	5
		計 ②	88	79	31	198
	差引 ②-①		37	29	10	76
牟岐地区	量の見込み ①		23	9	3	35
	確保の 内 容	教育・保育施設	75	34	6	115
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	75	34	6	115
	差引 ②-①		52	25	3	80
美波地区	量の見込み ①		37	44	12	93
	確保の 内 容	教育・保育施設	83	55	17	155
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	83	55	17	155
	差引 ②-①		46	11	5	62

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
海陽地区	量の見込み ①		54	27	26	107
	確保の 内 容	教育・保育施設	100	100	40	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	100	100	40	240
	差引 ②-①		46	73	14	133
松茂地区	量の見込み ①		91	145	40	276
	確保の 内 容	教育・保育施設	94	146	40	280
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	94	146	40	280
	差引 ②-①		3	1	0	4
北島地区	量の見込み ①		297	245	67	609
	確保の 内 容	教育・保育施設	300	248	67	615
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	300	248	67	615
	差引 ②-①		3	3	0	6
藍住地区	量の見込み ①		158	297	63	518
	確保の 内 容	教育・保育施設	158	297	66	521
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	158	297	66	521
	差引 ②-①		0	0	3	3
板野地区	量の見込み ①		66	67	23	156
	確保の 内 容	教育・保育施設	91	88	27	206
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	91	88	27	206
	差引 ②-①		25	21	4	50
上板地区	量の見込み ①		60	73	18	151
	確保の 内 容	教育・保育施設	120	96	24	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	120	96	24	240
	差引 ②-①		60	23	6	89
つるぎ地区	量の見込み ①		45	51	24	120
	確保の 内 容	教育・保育施設	55	59	26	140
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	55	59	26	140
	差引 ②-①		10	8	2	20
東みよし地区	量の見込み ①		265	176	38	479
	確保の 内 容	教育・保育施設	310	190	40	540
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	310	190	40	540
	差引 ②-①		45	14	2	61
合 計	量の見込み ①		8,036	6,170	1,589	15,795
	確保の 内 容	教育・保育施設	9,243	6,442	1,743	17,428
		地域型保育事業	0	143	35	178
		認可外保育施設	25	5	0	30
		計 ②	9,268	6,590	1,778	17,636
	差引 ②-①		1,232	420	189	1,841

平成30年度

(単位:人)

区域名	区 分		2号認定	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①		3,024	2,192	519	5,735
	確保の 内 容	教育・保育施設	3,676	2,087	530	6,293
		地域型保育事業	57	143	35	235
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	3,733	2,230	565	6,528
	差引 ②－①		709	38	46	793
鳴門地区	量の見込み ①		382	519	162	1,063
	確保の 内 容	教育・保育施設	382	519	162	1,063
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	382	519	162	1,063
	差引 ②－①		0	0	0	0
小松島地区	量の見込み ①		540	279	32	851
	確保の 内 容	教育・保育施設	552	316	57	925
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	552	316	57	925
	差引 ②－①		12	37	25	74
阿南地区	量の見込み ①		1,210	682	223	2,115
	確保の 内 容	教育・保育施設	1,350	710	240	2,300
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	20	5	0	25
		計 ②	1,370	715	240	2,325
	差引 ②－①		160	33	17	210
吉野川地区	量の見込み ①		515	329	93	937
	確保の 内 容	教育・保育施設	564	378	108	1,050
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	564	378	108	1,050
	差引 ②－①		49	49	15	113
阿波地区	量の見込み ①		336	337	64	737
	確保の 内 容	教育・保育施設	370	400	85	855
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	370	400	85	855
	差引 ②－①		34	63	21	118
美馬地区	量の見込み ①		356	244	52	652
	確保の 内 容	教育・保育施設	380	228	46	654
		地域型保育事業	0	16	3	19
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	380	244	49	673
	差引 ②－①		24	0	▲ 3	21
三好地区	量の見込み ①		299	208	47	554
	確保の 内 容	教育・保育施設	311	221	58	590
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	311	221	58	590
	差引 ②－①		12	13	11	36

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定		合 計	
			1・2歳児	0歳児		
勝浦地区	量の見込み ①		87	33	9	129
	確保の 内 容	教育・保育施設	87	34	9	130
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	87	34	9	130
	差引 ②－①		0	1	0	1
上勝地区	量の見込み ①		6	5	2	13
	確保の 内 容	教育・保育施設	16	10	4	30
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	16	10	4	30
	差引 ②－①		10	5	2	17
佐那河内地区	量の見込み ①		32	15	2	49
	確保の 内 容	教育・保育施設	49	18	3	70
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	49	18	3	70
	差引 ②－①		17	3	1	21
石井地区	量の見込み ①		195	240	31	466
	確保の 内 容	教育・保育施設	195	240	31	466
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	195	240	31	466
	差引 ②－①		0	0	0	0
神山地区	量の見込み ①		45	21	6	72
	確保の 内 容	教育・保育施設	60	30	6	96
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	60	30	6	96
	差引 ②－①		15	9	0	24
那賀地区	量の見込み ①		92	54	19	165
	確保の 内 容	教育・保育施設	135	64	28	227
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	135	64	28	227
	差引 ②－①		43	10	9	62
牟岐地区	量の見込み ①		47	19	1	67
	確保の 内 容	教育・保育施設	75	34	6	115
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	75	34	6	115
	差引 ②－①		28	15	5	48
美波地区	量の見込み ①		75	50	12	137
	確保の 内 容	教育・保育施設	126	52	17	195
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	126	52	17	195
	差引 ②－①		51	2	5	58

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
海陽地区	量の見込み ①		103	60	10	173
	確保の 内 容	教育・保育施設	105	87	38	230
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	105	87	38	230
	差引 ②-①		2	27	28	57
松茂地区	量の見込み ①		91	145	40	276
	確保の 内 容	教育・保育施設	94	146	40	280
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	94	146	40	280
	差引 ②-①		3	1	0	4
北島地区	量の見込み ①		283	247	67	597
	確保の 内 容	教育・保育施設	300	248	67	615
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	300	248	67	615
	差引 ②-①		17	1	0	18
藍住地区	量の見込み ①		225	369	93	687
	確保の 内 容	教育・保育施設	198	368	92	658
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	198	368	92	658
	差引 ②-①		▲ 27	▲ 1	▲ 1	▲ 29
板野地区	量の見込み ①		65	64	22	151
	確保の 内 容	教育・保育施設	90	88	27	205
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	90	88	27	205
	差引 ②-①		25	24	5	54
上板地区	量の見込み ①		57	72	18	147
	確保の 内 容	教育・保育施設	120	96	24	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	120	96	24	240
	差引 ②-①		63	24	6	93
つるぎ地区	量の見込み ①		46	48	16	110
	確保の 内 容	教育・保育施設	51	54	18	123
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	51	54	18	123
	差引 ②-①		5	6	2	13
東みよし地区	量の見込み ①		255	169	40	464
	確保の 内 容	教育・保育施設	310	180	50	540
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	310	180	50	540
	差引 ②-①		55	11	10	76
合 計	量の見込み ①		8,366	6,401	1,580	16,347
	確保の 内 容	教育・保育施設	9,596	6,608	1,746	17,950
		地域型保育事業	57	159	38	254
		認可外保育施設	20	5	0	25
		計 ②	9,673	6,772	1,784	18,229
	差引 ②-①		1,307	371	204	1,882

平成31年度

(単位:人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定		合 計
			1・2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①	3,022	2,143	506	5,671
	確保の内 容	教育・保育施設	3,655	2,086	5,741
		地域型保育事業	57	143	200
		認可外保育施設			0
		計 ②	3,712	2,229	5,941
	差引 ②-①	690	86	61	837
鳴門地区	量の見込み ①	368	510	158	1,036
	確保の内 容	教育・保育施設	370	510	880
		地域型保育事業	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0
		計 ②	370	510	880
	差引 ②-①	2	0	2	4
小松島地区	量の見込み ①	525	287	31	843
	確保の内 容	教育・保育施設	543	314	857
		地域型保育事業	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0
		計 ②	543	314	857
	差引 ②-①	18	27	27	72
阿南地区	量の見込み ①	1,210	680	224	2,114
	確保の内 容	教育・保育施設	1,350	710	2,060
		地域型保育事業	0	0	0
		認可外保育施設	20	5	25
		計 ②	1,370	715	2,085
	差引 ②-①	160	35	16	211
吉野川地区	量の見込み ①	510	329	93	932
	確保の内 容	教育・保育施設	589	402	991
		地域型保育事業	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0
		計 ②	589	402	991
	差引 ②-①	79	73	27	179
阿波地区	量の見込み ①	338	339	65	742
	確保の内 容	教育・保育施設	370	400	770
		地域型保育事業	0	13	13
		認可外保育施設	0	0	0
		計 ②	370	413	783
	差引 ②-①	32	74	22	128
美馬地区	量の見込み ①	400	244	52	696
	確保の内 容	教育・保育施設	415	228	643
		地域型保育事業	0	16	16
		認可外保育施設	0	0	0
		計 ②	415	244	659
	差引 ②-①	15	0	0	15
三好地区	量の見込み ①	281	209	47	537
	確保の内 容	教育・保育施設	311	226	537
		地域型保育事業	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0
		計 ②	311	226	537
	差引 ②-①	30	17	11	58

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
勝浦地区	量の見込み ①		78	33	9	120
	確保の 内 容	教育・保育施設	87	34	9	130
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	87	34	9	130
	差引 ②-①		9	1	0	10
上勝地区	量の見込み ①		6	5	2	13
	確保の 内 容	教育・保育施設	15	10	4	29
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	15	10	4	29
	差引 ②-①		9	5	2	16
佐那河内地区	量の見込み ①		32	15	2	49
	確保の 内 容	教育・保育施設	49	18	3	70
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	49	18	3	70
	差引 ②-①		17	3	1	21
石井地区	量の見込み ①		197	245	31	473
	確保の 内 容	教育・保育施設	197	245	31	473
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	197	245	31	473
	差引 ②-①		0	0	0	0
神山地区	量の見込み ①		41	21	6	68
	確保の 内 容	教育・保育施設	60	30	6	96
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	60	30	6	96
	差引 ②-①		19	9	0	28
那賀地区	量の見込み ①		96	59	18	173
	確保の 内 容	教育・保育施設	135	64	28	227
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	135	64	28	227
	差引 ②-①		39	5	10	54
牟岐地区	量の見込み ①		49	15	1	65
	確保の 内 容	教育・保育施設	75	34	6	115
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	75	34	6	115
	差引 ②-①		26	19	5	50
美波地区	量の見込み ①		75	50	12	137
	確保の 内 容	教育・保育施設	126	52	17	195
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	126	52	17	195
	差引 ②-①		51	2	5	58

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定	3号認定		合 計	
			1・2歳児	0歳児		
海陽地区	量の見込み ①	84	45	10	139	
	確保の 内 容	教育・保育施設	105	87	38	230
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	105	87	38	230
	差引 ②-①	21	42	28	91	
松茂地区	量の見込み ①	91	152	50	293	
	確保の 内 容	教育・保育施設	94	156	50	300
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	94	156	50	300
	差引 ②-①	3	4	0	7	
北島地区	量の見込み ①	282	248	67	597	
	確保の 内 容	教育・保育施設	300	248	67	615
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	300	248	67	615
	差引 ②-①	18	0	0	18	
藍住地区	量の見込み ①	220	363	93	676	
	確保の 内 容	教育・保育施設	225	363	92	680
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	225	363	92	680
	差引 ②-①	5	0	▲ 1	4	
板野地区	量の見込み ①	65	61	21	147	
	確保の 内 容	教育・保育施設	90	88	27	205
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	90	88	27	205
	差引 ②-①	25	27	6	58	
上板地区	量の見込み ①	58	71	17	146	
	確保の 内 容	教育・保育施設	120	96	24	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	120	96	24	240
	差引 ②-①	62	25	7	94	
つるぎ地区	量の見込み ①	27	53	16	96	
	確保の 内 容	教育・保育施設	36	56	18	110
		地域型保育事業	0	0		0
		認可外保育施設	0	0		0
		計 ②	36	56	18	110
	差引 ②-①	9	3	2	14	
東みよし地区	量の見込み ①	258	166	40	464	
	確保の 内 容	教育・保育施設	310	180	50	540
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	310	180	50	540
	差引 ②-①	52	14	10	76	
合 計	量の見込み ①	8,313	6,343	1,571	16,227	
	確保の 内 容	教育・保育施設	9,627	6,637	1,772	18,036
		地域型保育事業	57	172	40	269
		認可外保育施設	20	5	0	25
		計 ②	9,704	6,814	1,812	18,330
	差引 ②-①	1,391	471	241	2,103	

別表2 認定こども園の目標設置数、設置時期

(単位: か所)

区域名	類 型	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
徳島地区	幼保連携型	0	2	8	11	16	20
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	8	11	16	20
鳴門地区	幼保連携型	0	0	0	0	2	2
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	1	1	1	1	1
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	1	1	3	3
小松島地区	幼保連携型	0	0	0	0	3	3
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	1	1
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	4	4
阿南地区	幼保連携型	1	1	1	1	1	1
	幼稚園型	0	0	0	0	1	1
	保育所型	2	2	2	3	3	3
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	3	3	3	4	5	5
吉野川地区	幼保連携型	2	2	2	2	5	6
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	2	2	2	2	5	6
阿波地区	幼保連携型	0	3	3	3	3	3
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	3	3	3	3	3
美馬地区	幼保連携型	1	1	2	2	2	3
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	5	3	3	3	3
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	1	6	5	5	5	6
三好地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	2	3	3	3	3	3
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	2	3	3	3	3	3
勝浦地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
上勝地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

(単位：カ所)

区域名	類 型	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
佐那河内地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
石井地区	幼保連携型	0	0	1	1	1	1
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	1	1	1
神山地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
那賀地区	幼保連携型	0	2	2	2	2	2
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	2	2	2	2	2
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	4	4	4	4	4
牟岐地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	1	1	1	1	1	1
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	1	1	1	1
美波地区	幼保連携型	0	2	2	2	2	2
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	3	3	3	3	3
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	5	5	5	5	5
海陽地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
松茂地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	1
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	1
北島地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	1
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	1
藍住地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

(単位：か所)

区域名	類 型	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
板野地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
上板地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
つるぎ地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
東みよし地区	幼保連携型	0	0	0	0	0	0
	幼稚園型	0	0	0	0	0	0
	保育所型	0	0	0	0	0	0
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
合 計	幼保連携型	4	13	21	24	37	45
	幼稚園型	0	0	0	0	1	1
	保育所型	5	17	15	16	17	17
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0
	計	9	30	36	40	55	63

Week	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday	Sunday
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

